

岐阜県、土岐市、多治見市、瑞浪市と 核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定書等を締結

(平成25年3月28日)

核融合科学研究所は、平成25年3月28日、岐阜県、三市（土岐市、多治見市、瑞浪市）と、核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定書及び核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する覚書を締結しました。

同日、土岐市文化プラザで行われた協定書等の締結式には、古田肇岐阜県知事、加藤靖也土岐市長、古川雅典多治見市長、水野光二瑞浪市長、小森彰夫核融合科学研究所長が出席し、協定書と覚書の締結を行いました。それに引き続き、古田岐阜県知事、三市市長から、重水素実験開始の同意書に署名が行われました。

締結式後、小森所長があいさつを行い、研究所は、協定書・覚書を遵守し、研究の安全性を最優先に、市民の皆様と関係自治体のご理解を得つつ、安全で環境に優しい核融合エネルギーの実現に向けて、研究を行っていくことを約束しました。



協定書等に署名する左から古田知事、加藤市長、小森所長、古川市長、水野市長

締結式所長挨拶

核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定書

核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する覚書

核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定書

岐阜県（以下「甲」という。）、土岐市、多治見市及び瑞浪市（以下これらを「乙」という。）と大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所（以下「丙」という。）は、丙が土岐市下石町地区内の研究施設（以下「研究施設」という。）において研究を推進するにあたり、研究施設の周辺環境の保全に努めるとともに、乙の住民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（関係諸法令等の遵守）

第1条 丙は、関係諸法令等を遵守し、研究施設の周辺環境の保全のために万全を期さなければならない。

2 丙は、放射線管理を徹底し、研究施設の敷地境界において年間50マイクロシーベルト以下の線量を遵守するものとする。

3 丙は、トリチウムを使用した核融合実験は行わないものとする。

（放射性物質等の保管管理）

第2条 丙は、放射性物質等の保管及び管理に当たっては、法令等を遵守し、乙の住民の安全を確保するための適切な措置を講ずるものとする。

（公害の防止及び環境保全）

第3条 丙は、研究に伴って生ずるおそれのある大気汚染、水質汚濁等の公害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（周辺環境の監視・測定の実施等）

第4条 丙は、甲及び乙と協力して周辺環境の保全に必要な監視・測定体制を整備して環境放射線等の継続的な監視・測定を実施し、その結果の公表を行うものとする。

（事前説明等）

第5条 丙は、研究施設の整備計画、研究計画及び研究内容並びにそれらに変更があった場合について、事前に甲及び乙へ説明を行うとともに、研究成果等について定期的に報告を行うものとする。

（情報公開）

第6条 丙は、乙の住民への一層の理解を深めるため、少なくとも年1回、研究施設の公開を行うとともに、乙が申し出る地域の住民への説明を乙の求めに応じ、適時行うものとする。

（防災対策）

第7条 丙は、災害及び事故の防止のために必要な整備をし、防災体制の強化を図るとともに、乙と丙が協議の上乙が行う防災対策にも積極的に協力するものとする。

（立入調査等）

第8条 甲及び乙は、乙の住民の安全を確保するため必要があると認めるときは、丙に対して必要な報告を求め、又は必要な限度において、甲及び乙の職員並びに甲及び乙が指定する者に研究施設へ立入調査させることができる。

2 丙は、前項の立入調査等の際には協力しなければならない。

（D-D実験）

第9条 丙は、D-D実験の開始に当たっては、甲及び乙の同意を得るものとする。

（協議）

第10条 この協定に定める事項に関し、疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書5通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通保有する。

平成25年3月28日

甲 岐阜県知事

乙 土岐市長

多治見市長

瑞浪市長

丙 大学共同利用機関法人
自然科学研究機構
核融合科学研究所長

核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する覚書

平成25年3月28日

岐阜県（以下「甲」という。）、土岐市、多治見市及び瑞浪市（以下これらを「乙」という。）と大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所（以下「丙」という。）は、平成25年3月28日に締結した核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条の規定に基づき、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

- 1 丙は、協定書第4条に定める周辺環境の保全に必要な監視・測定が継続的に実施できるよう、甲及び乙が設置・運営する安全監視委員会に最大限の協力を行うものとする。
- 2 丙は、協定書第5条に定める研究施設の整備計画、研究計画及び研究内容に重大な変更があった場合について、事前にその安全性についての検討を核融合科学研究所重水素実験安全評価委員会に諮り、その結果を甲及び乙へ説明を行うものとする。
- 3 丙は、協定書第7条に定める災害及び事故の防止に関し、丙が定める安全管理計画に基づき、必要な設備の整備、通報体制等の確立及び教育・訓練を行うとともに、その状況について年1回及び変更が生じた際に、安全監視委員会に報告するものとする。
- 4 丙は、大規模災害・事故が発生した場合、安全管理計画に基づき適切に対応するとともに、その状況について安全監視委員会が行う調査その他の必要な事項に最大限の協力を行うものとする。
- 5 丙は、自己の活動に起因して、地域住民に損害を与えた場合は、誠意をもって補償するものとする。

この覚書の証として、本書5通を作成し、甲乙丙署名押印の上、各々1通を保有する。

甲 岐阜県知事

乙 土岐市長

多治見市長

瑞浪市長

丙 大学共同利用機関法人
自然科学研究機構
核融合科学研究所長

同 意 書

D-D 実験を含む重水素実験の開始について、核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定書第9条の規定及び核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する覚書に基づき同意します。

平成25年3月28日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構
核融合科学研究所長 小森 彰夫 様